

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>第2回朝霞市健康づくり推進協議会</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和5年11月29日（水） 午後1時30分から午後2時45分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市保健センター 2階 健康教室</p>
<p>出席者及び欠席者の職・氏名</p>	<p>出席者 委員10名 （青木委員、青柳委員、池村委員、神野委員、小島委員、陶山委員、鳥居委員、肥田委員、細川委員、渡辺委員 五十音順） 事務局6名 （鈴木課長、金子課長補佐、重田係長、近藤主査、田中主任、小笠原主任） 欠席者 委員5名 （青山委員、飯塚委員、大熊委員、水久保委員、山本委員 五十音順）</p>
<p>議題</p>	<p>（1）あさか健康プラン21について</p>
<p>会議資料</p>	<p>会議次第 資料1 あさか健康プラン21（第3次）（素案（案）概要） 資料2 国、県及び市の計画と期間 資料3 朝霞市と国との基本目標等の比較 資料4 目標設定の考え方 資料5 あさか健康プラン21（第3次）の具体的な目標及び指標一覧 資料6 あさか健康プラン21（第3次）～みんなでつくる健康のまち～＜素案（案）＞ 参考資料1 厚生労働省告示第二百七号 参考資料2 次期埼玉県健康長寿計画指標一覧（案） 当日資料1 あさか健康プラン21（第3次）に関する協議・確認事項 当日資料2 健康日本21（第三次）推進のための説明資料</p>

会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
傍聴者の数	傍聴者なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会
2 議事

青柳議長 それでは、これより会議をはじめます。議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
議題1「あさか健康プラン21について」事務局から説明をお願いします。

（1）あさか健康プラン21について

重田係長 それでは、あさか健康プラン21（第3次）素案（案）について、ご説明させていただきます。
最初に資料1をご覧ください。資料1は「あさか健康プラン21素案（案）」の概要でございます。計画策定の趣旨、位置づけ、期間、評価、基本的な考え方、目標項目、新たな視点などをお示したものです。
次に、資料2をご覧ください。資料2は「国」、「県」、「市」の計画期間についての資料でございます。国の計画期間は令和6年度から17年度までの12年間、中間評価は計画開始後6年目の令和11年度に予定されています。また、県では「健康埼玉21」について、令和5年度から「埼玉県健康長寿計画」に一元化したため、今後は「健康長寿計画」として策定されます。計画期間は第4次計画、第5次計画それぞれ6年となります。本市の「あさか健康プラン21（第3次）」の計画期間については、県の新計画の計画期間を受け、令和6年度から令和18年度までの13年間としました。中間評価は計画開始後7年目の令和12年度、また、計画終了年度は国の計画終了年度の1年後となる令和18年度とし、国の次期計画との整合・調和を図ります。
次に、資料3をご覧ください。資料3は朝霞市と国のビジョン、基本目標、基本的な方向を比較した確認資料でございます。ビジョンは国のビジョンを一部言い換えて朝霞市のビジョンとしました。基本目標は国と同様に設定しました。国の「基本的な方向」は①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つです。本市では、国の「基本的な方向性」を「取組の方向性」として、（1）から（8）までの各分野とライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとしました。また、国では、乳幼児期、青壮年期、高齢期などの各ライフステージに応じた健康づくりの重要性が示されていることから、本市では「乳幼児期」から「高齢期」までのライフステージを記載し、市民にわかりやすい形で計画書に記載することとしました。次に資料4及び本日机上配布させていただきました当日資料2をご覧ください。資料4は「基本目標」、「取組の方向性」「具体的な目標項目」などについて、設定の根拠や考え方をまとめた資料です。国では取組の方向性や目標の根

拠などをまとめた資料として、本日お配りしました当日資料2「健康日本21（第三次）推進のための説明資料」を作成しており、本市でもこの資料を計画策定の基本資料として、目標、指標などを設定しております。

次に資料5及び参考資料1及び参考資料2をご覧ください。資料5は、「あさか健康プラン21（第3次）の具体的な目標及び指標一覧（案）」でございます。参考資料1は国の告示で、資料の3枚目以降に国の目標項目が示されております。また参考資料2は県の指標一覧でございます。本市では、「目標」、「指標」、「目標値」、は主に、国の考え方に沿って設定いたしました。目標項目は計画期間内の取組を評価するために設定するものであるため、ベースラインの値は計画初年度の値とし、目標は最終年度評価時点で入手できる直近の値を用いることとします。

最後に資料6「あさか健康プラン21（第3次）素案（案）」をご覧ください。1ページから5ページまでは、計画の趣旨や策定体制について、6ページから14ページまでは朝霞市の現状、15ページから20ページまで前計画の評価、21、22ページは計画の基本的な考え方と体系図、23ページから79ページまではアンケート調査や関連するデータから見える各分野の課題及び施策の展開、80、81ページに計画の推進体制と続きます。以上で資料1から6まで、参考資料1及び2の説明を終わります。それでは、本日お配りした当日資料1にしたがって委員の皆様にご協議をお願いいたします。本日もご協議いただきたい事項は全部で7つございますのでよろしくお願いいたします。

小笠原主任

1点補足をさせていただきます。1点資料の訂正をお願いします。資料5をお手元にご用意ください。左に番号が振ってあるのですが、そちらの13番目の項目「1日の歩数の増加」というのがございます。そちらの18歳から64歳の目標値が37.0%となっておりますが、36.0%に訂正をお願いします。訂正箇所は以上です。

青柳議長

それでは、ただいまの事務局からの説明のとおり、あさか健康プラン21（第3次）について、当日資料1に沿って協議に入りたいと存じます。「①あさか健康プラン21（第3次）の計画期間」について、事務局から説明をお願いします。

重田係長

あさか健康プラン21（第3次）の計画期間について、国の次期計画との整合・調和を図るため、令和6（2024）～令和18（2036）年度までの13年間としてよろしいかお伺いします。

青柳議長

ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。

（質問なし）

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「①あさか健康プラン21（第3次）の計画期間」につきまして、事務局の説明どおり、「13年間」でよろしいでしょうか。

（異議なし）

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「②評価年度」について、事務局から説明をお願いします。

重田係長 本市計画の評価年度について、中間評価を計画開始後7年目にあたる令和12（2030）年度とし、最終評価を令和18（2036）年度としてよろしいかお伺いします。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。

（質問なし）

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「②評価年度」につきまして、事務局の説明どおり、中間評価「令和12年度」、最終評価「令和18年度」でよろしいでしょうか。

（異議なし）

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「③ビジョン」について、事務局から説明をお願いします。

重田係長 国では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」としています。本市では、「全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な朝霞の実現」としてよろしいかお伺いします。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。

（質問なし）

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「③ビジョン」につきまして、事務局の説明どおり「全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な朝霞の実現」でよろしいでしょうか。

（異議なし）

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「④基本目標」について、事務局から説明をお願いします。

重田係長	国では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を基本目標としています。本市の基本目標について、国と同じく「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」としてよろしいか伺います。
青柳議長	ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。
(質問なし)	
青柳議長	質問がないようですので、それでは、おはかりします。「④基本目標」につきまして、事務局の説明どおり「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
青柳議長	それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「⑤取組の方向性」について、事務局から説明をお願いします。
重田係長	国では「基本的な方向」として、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとしています。市では、市民に分かりやすく伝えるため、「取組の方向性」として(1)栄養・食生活、(2)身体活動・運動、(3)休養・睡眠、(4)歯と口腔の健康、(5)アルコール・たばこ、(6)生活習慣病の発症予防と重症化予防、(7)生活機能の維持・向上、(8)社会環境の質の向上の8つの分野に分け、加えてライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとしましたがいかがでしょうか。
青柳議長	ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。
神野委員	一つだけよろしいでしょうか。東洋大学の神野です。反対ということではありません。ライフステージのところを年齢ごとに分けている青年期が20歳からになっています。第2次では19歳からだったと思いますが、これは何か意図があつてのことでしょうか。例えばアルコールと喫煙が20歳以上というのが国の線引きですので、それに合わせるという意図があつたのかなということを想像しながら伺っているのですが、そういう意図があつての変更でしょうか。
重田係長	アルコール・たばこに20歳未満の指標があるので、青年期を20歳からと考えていましたが、この部分は第2次計画を確認し、年齢について整理いたします。
青柳議長	他にはご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

青柳議長 今の質問については、事務局の方で再考ということになりますでしょうか。

重田係長 はい、しっかりと把握をとりたいと思います。

青柳議長 それでは、他に質問がないようですので、おはかりします。「⑤取り組みの方向性」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

陶山委員 たいした問題ではないのですが、19歳までを学童期と名付ける表現方法は適切なのでしょうか。

重田係長 ライフステージの区分・表現について、改めて確認いたします。

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「⑥あさか健康プラン21（第3次）具体的な目標及び指標一覧」について、事務局から説明をお願いします。

重田係長 先ほども皆様にご覧いただきました資料5が目標及び指標一覧に関するものです。補足資料として、資料4、参考資料1、2、当日資料2をご覧ください。当日資料2は国のデータソースです。市ではこれを基に目標及び指標を設定しています。国や県の目標及び指標ではデータを取れないものにつきましては、市民意識調査として行ったアンケート調査をデータソースとしたものがございます。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等がありましたら、お願いします。

重田係長 よろしければ、項目が多くございますので分野ごとに進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

最初に、栄養・食生活の分野からご説明いたします。栄養・食生活は生命の維持に加え、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みです。また、多くの生活習慣病（NCDs）の予防・重症化予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要です。目標は、適正体重の維持に加え、バランスの良い食事を摂っている者の増加、野菜摂取量の増加、果物摂取量の改善及び減塩に気を付けている者の増加等を設定しております。その他、子ども、食育に関する目標を設定しております。

青柳議長 はい。それでは、まず、「(1) 栄養・食生活」につきまして、事務

局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。

陶山委員 素朴な質問なのですが、健康寿命の延伸というのは、人が生まれてから死ぬまでの寿命を伸ばすことと理解していましたが、資料の21ページの男性18.15年、女性21.02年というのはどういう意味ですか。それが男性20.26年、女性22.36年にそれぞれ伸びているという数字はどういう意味ですか。

小笠原主任 健康寿命につきましては、埼玉県が独自に出している数字で、65歳になった方がそこから要介護2になるまでにどれくらいの期間を過ごせるかということで定義されています。男性18.15年、女性21.02年が現状値です。

陶山委員 そういう年数ですか、分かりました。格差の方は、健康な人と不健康な人の格差を減らすという理解で正しいですか。

重田係長 健康格差とは、地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差と定義されています。国の健康日本21（第三次）では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を、実現されるべき最終的な目標としていることから、本市においても基本目標として設定しました。また、国では、計画期間における社会の変化として、少子化・高齢化がさらに進み、総人口・生産年齢人口が減少し、独居世帯が増加する、女性の社会進出・労働稼働の円滑化、仕事と育児・介護との両立や多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大などを通じ社会の多様化が進む、あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）が進む、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応が進むと予想を示し、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現するとしています。なお、国では、地域間の健康格差を評価するため、日常生活に制限のない期間の上位及び下位の都道府県を評価する予定ですが、市町村計画の指標としては適当ではないため、本市では健康寿命の延伸を評価目標及び指標として設定しています。

青柳議長 それでは、「(2) 身体活動・運動」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

重田係長 身体活動・運動分野についてご説明いたします。身体活動・運動の量が多いものは、少ない者と比較して2型糖尿病、循環器病、がん、ロコモティブシンドローム、うつ病、認知症などの発症・罹患リスクが低いことが報告されているほか、特に超高齢化社会を迎えるなか、健康寿命の延伸には身体活動・運動分野の取組を積極的に

行うことが重要とされています。目標は、運動習慣のある者の増加、1日の歩数の増加、また、子どもの運動習慣について設定しました。

青柳議長 それでは、「(2) 身体活動・運動」につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(質問なし)

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(2) 身体活動・運動」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 続いて、「(3) 休養・睡眠」につきまして、事務局より説明をお願いします。

重田係長 休養・睡眠は、これらを日常生活に適切に取り入れることが、心身の健康に欠かせないとされています。睡眠不足を含めた睡眠の問題が慢性化すると、肥満、高血圧、糖尿病、心疾患や脳血管障害の発リスクの上昇と症状悪化に関連し、死亡率の上昇にも関与することが明らかになっています。目標は、睡眠で休養がとれている者及び睡眠時間が十分に取れている者の増加、また、子どもについて、睡眠時間が十分だと思ふ子どもの増加を設定しました。

青柳議長 それでは、「(3) 休養・睡眠」につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(質問なし)

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(3) 休養・睡眠」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「(4) 歯と口腔の健康」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

重田係長 歯と口腔の健康については、社会生活の質の向上にもつながることを踏まえ、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等の歯と口腔の健康づくりが重要とされています。目標は、歯科健診の受診者の増加、自分の歯が24本以上ある60歳代の増加、よく噛んで食べることができる者の増加及び歯周病有病者の減少としました。また、むし歯（う蝕）のない子どもの増加を設定しました。国資料

では56ページから58ページまでがデータソースとなっています。

青柳議長 それでは、「(4) 歯と口腔の健康」につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(質問なし)

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(4) 歯と口腔の健康」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「(5) アルコール・たばこ」につきまして、事務局より説明をお願いします。

重田係長 アルコールは、生活習慣病(NCDs)をはじめとする様々な健康障害のリスク要因です。目標は、生活習慣病(NCDs)のリスクを高める量を飲酒している者の減少及び飲酒が身体に悪影響であることを知っている子どもの増加としました。また、たばこは、がん、循環器病、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患をいう)等の予防可能な危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要です。目標は、喫煙している者の減少、妊娠中に喫煙する者の減少を設定しました。また、子どもでは、たばこの煙の悪影響について知っている子どもの増加としました。国資料では47ページが飲酒、20歳未満の飲酒については49ページ、続いて52から54ページが喫煙のデータベースとなっています。

青柳議長 それでは、「(5) アルコール・たばこ」につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(質問なし)

青柳議長 質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(5) アルコール・たばこ」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「(6) 生活習慣病の発症予防と重症化予防(がん・循環器病・糖尿病・COPD)」につきまして、事務局より説明をお願いします。

重田係長 高齢化に伴い生活習慣病(NCDs)の有病者数の増加が見込まれ

ており、その対策は市民の健康寿命の延伸を図る上で引き続き重要な課題です。このため、生活習慣の改善等により、多くが予防可能とされるがん、循環器病、糖尿病及びCOPDに関する目標を設定します。

青柳議長 それでは、「(6)生活習慣病の発症予防と重症化予防」につきまして、何かご質問はございますでしょうか。国資料60ページから91ページがこちらのデータソースです。

青柳議長 COPDという言葉は一般的な言葉でしょうか。私たち医師は分かるのですが。

重田係長 COPDは肺の炎症疾患で咳・痰・息切れを主な症状として緩やかに呼吸障害が進行する疾患であり、原因としては、特にたばこの関与が指摘されています。市民アンケートの結果では、「どんな病気かよく知っている」者と「名前は聞いたことがある」者を合わせて、37.4%でした。まだ認知が不足しているため、第2次から継続して「COPDの認知度の向上」を目標としました。

青柳議長 分かりました。他に質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(6)生活習慣病の発症予防と重症化予防(がん・循環器病・糖尿病・COPD)」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「(7)生活機能の維持・向上」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

重田係長 健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病(NCDs)の予防とともに、心身の健康を維持し、生活機能を可能な限り向上させることが重要です。目標は、身体健康に関連し、ロコモティブシンドロームの認知度の向上、骨粗しょう症検診の受診率の向上としました。また、こころの健康に関連し、悩みやストレスを「どこに相談したらいいかわからない」者の減少を設定します。国資料では93ページがデータソースになります。骨粗鬆症検診受診率向上については、国では今回初めて女性の目標の項目を設けております。

陶山委員 骨粗鬆症というのは、女性だけでなく男性もなるのでしょうか。

重田係長 女性ホルモンの関係で、閉経後の女性は骨粗しょう症になりやすいと言われております。そのため、市の事業も女性を対象としていますが、もしよろしければ、青柳議長から専門家としてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

青柳議長 男性でもなります。男性ホルモンの減少と並行して出てくるものですので、年齢のしきい値はよく分かりませんが、70歳を超えた方のレントゲン写真を見ると、測定しなくても骨粗鬆症があることが分かります。男性と女性の違いは、始まる年代の差だと思います。また、身体をどれだけ動かしているか、レジスタンス運動をどれだけやっているか、運動が好きか、そうでないかでも変わりますし、食事の内容でも変わってきます。また、運動のし過ぎでなる方もいます。男性も女性もあるという認識で良いです。他に質問のある方はいらっしゃいますか。

重田係長 補足ですが、現状ですと、健康増進法に位置づけられている骨粗鬆症の検診は女性のみを対象としたものになっているため、国の資料でも女性の項目として設けられています。

青柳議長 他に質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(7)生活機能の維持・向上」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「(8)社会環境の質の向上」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

重田係長 社会とのつながりについては、社会や地域における、人々の信頼関係・結びつきといったソーシャルキャピタルの醸成が健康に影響するとされています。目標は、地域の人々とのつながりや、社会活動を行っている者の増加としました。また、関連する栄養・食生活の分野では、国では「地域等における共食」を目標としています。食事は、家庭、学校、職場、グループ活動等の場など、家庭と地域の双方に営みがあることから、本市の目標として家族等（友人、パートナー、会社の同僚等含む）と一緒に食事をしている者の増加としました。国資料では96ページ以降がここに当たります。データについては98ページからになりますのでご覧ください。

神野委員 先ほどのCOPDとも関連するのですが、今は健康経営ということが強く言われておりますし、例えばたばこフリーを宣言する企業があれば、それこそ若い人の求人では、学生と話をしておりますと喫煙に関する環境を気にしておりますし、企業と学生とで相互にウィンウィンの関係を作りやすいのではないかと思います。そういう視点での指標がこの段階でできなくても、後々、実際的な活動の中での評価とか、あるいは募集とか、企業が敷地内でたばこを吸うことを禁止することを宣言するというのを見える化するような取り組みの数を知ることができると、COPDの予防にも繋がりますし、自然に健康になれる環境づくりにも繋がるのではないかと思いますので、検討いただけたら幸いです。

青柳議長 学生でもそういう企業を希望する方が多いということですか。

神野委員 はい。就職先などで希望する方が多くなっています。

重田係長 県の健康長寿計画では、「健康経営実践事業所認定数」や「健康課題を把握し健康増進対策に取り組む事業場の増加」などを指標にしています。市で把握するには、担当課との調整が必要になります。今後、国が「アクションプラン」として具体的な方策を提示するため、アクションプランと整合性を図り、担当課と調整しながら検討していきます。

青柳議長 他に質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(8) 社会環境の質の向上」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「(9) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

重田係長 この項目はご覧のとおり再掲で構成されております。51番目、52番目は再掲ではなく、それぞれ高齢者に特化した指標、女性に特化した指標でございます。

(質問なし)

青柳議長 他に質問がないようですので、それでは、おはかりします。「(9) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。続いて、「⑦計画書のサブタイトル」について、事務局から説明をお願いします。

重田係長 資料6の表紙をご覧ください。「あさか健康プラン21(第3次)～みんなで作る健康のまち～」では、「～みんなで作る健康のまち～」をサブタイトルとしていますが、これについては、当計画の第1次計画、第2次計画のサブタイトルで使用していたものです。第1次計画、第2次計画の策定時には、国の目標でも「共に支えあい」というキーワード、「自助から共助へ」というイメージ図があり、「みんなで作る」というイメージを持った国の指標に倣い本市でもそのようなサブタイトルを付していました。第3次計画

の策定に取り組む現在、国ではビジョンとして「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を標榜しており、このビジョンを実現するために2つの柱を立てて推進するというところで、一つは「誰一人取り残さない健康づくり」、もう一つは「より実効性を持つ取組みの推進」として、行政、特に国での取組みを示しております。そうしたことから、国のビジョンに倣い「誰一人取り残さない健康づくり」としたいと考えています。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。

(質問なし)

青柳議長 かなり今までよりも踏み込んだ言葉になっているような気がします。誰一人というのは医療機関の人間からすると非常にプレッシャーのかかることですが。

重田係長 事務局でも勇気のいる言葉だと思ったのですが、SDGsでも「誰一人取り残さない」ことが標榜されており、計画書に盛り込むケースが多くなっていると感じています。

青柳議長 SDGsでも言われていますね。多少強い言葉でも良いのかなと思います。みなさん、他に質問はございますか。

(質問なし)

青柳議長 他に質問がないようですので、それでは、おはかりします。「⑦計画書のサブタイトル」につきまして、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりとします。以上で、7点の協議事項を終わります。その他、あさか健康プラン21(第3次)について、事務局から連絡事項はありますか。

重田係長 皆様からご提案いただきました内容を踏まえまして引き続き計画書の策定を進めてまいります。また、本日示した案につきましては、必要に応じてレイアウト、文章表現及びデータの配置を事務局で修正又は変更してまいります。今後の予定でございますが、12月12日から1月10日までは市民に向けたパブリックコメントを実施します。本日の提案に関する修正につきましては、12月12日までにいったうえで市民のご意見を伺いたいと存じます。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等が、ありましたら、お願いします。

(質問なし)

青柳議長 それでは、事務局の説明どおり、必要な修正を事務局に一任し、パブリックコメントを12月12日から1月10日まで実施してよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局は必要な修正を行い、パブリックコメントを実施してください。
それでは、以上で本日の会議は終了となります。ありがとうございました。